

# Checkしてます？

## いま 今年の最低賃金

…都道府県ごとに毎年見直しされています。  
しっかり確認して、楽しく一所懸命に働く  
よりよい職場にしていきましょう！

2024年10月1日から三重県の  
地域別最低賃金は  
**1,023円** 時給

午後10時～午前5時に勤務する場合  
**深夜割増25%を加算**

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。  
この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースも  
あります。詳しくは、連合へご相談ください。

**Check!** 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者に適用されます。

**Check!** 会社は、**最低賃金額以上**の賃金を支払う義務があります。  
違反には**罰金**も！

**Check!** 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合は差額を請求できます。



「ちょっと不安」と思ったら、すぐに  
なんでも労働相談ホットラインへ

労働相談チャットボット  
「ゆにボ」



 日本労働組合総連合会三重県連合会（連合三重）

<https://rengo-mie.jp>

 0120-154-052



連合三重



〒514-0004 三重県津市栄町1-891  
三重県労働者福祉会館内



# あなたの最低賃金

今すぐ  
チェック！

1  
確認

## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

**基本給 + 諸手当**

対象外

一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当  
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

2  
比較

## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。  
就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、  
最低賃金額とを比較します。

✓ 時給の人 ..... 時給額 そのままOK！

✓ 日給の人 ..... 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

✓ 週給の人 ..... 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

✓ 月給の人 ..... 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

✓ 歩合給の人 ..... 連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

3  
相談

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合へ相談し、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫？  
ウェブでチェック！

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら...

**なんでも労働相談ホットラインへ!**

!?



日本労働組合総連合会三重県連合会(連合三重)



いこうよ  
れんごうに  
**0120-154-052**